第５３号
２００７年5月

風

発　行
群馬県生協連女性協議会
群馬県前橋市大手町３−１９−３

3月29日(木)

学習会『子どものえがおが見たいから』を開催

「暮らしや子育て・教育」と「憲法・教育基本法」について学ぶ

講師の石田清人先生

女性協では、今進められようとしている教育改革とは何か、また教員免許１０年更新制など教育関連３法案の内容を知り、一人ひとりが考える事が大切と、全群馬教職員組合の石田清人先生を講師に迎え学習会を開催しました。

学習会「子どものえがをが見たいから」に参加して

石坂美由紀（女性協運営委員：生活クラブ生協）

今回初めて学習会に参加させていただきました。教育基本法改正に多数の教職員や専門家が反対しているにもかかわらず十分な審議もないまま改正されたことや、それに関連した「教育職員免許法」「学校教育法」「地方教育行政法」など子どもも先生も管理統制化が強化されようとしていることを知りました。こんなに子どもに直接関わってくる問題ということが改めて分かったという参加者の声もありました。また全国一斉学力テスト実施の問題点についても「テスト測定学力数値」のランキング競争に巻き込まれたり、テスト対策に勉強や授業が充てられる傾向に拍車がかかる心配があること、また民間処理による個人情報流出の問題などを石田先生は分かりやすく話して下さいました。今の教育は人材の育成であり人格の育成ではないという言葉が教育現場の実感なんだと思いました。しかし「子どもはそんなに変わっていない。みんな良い子なんです。」とも言われと明るい気持ちになりました。

石田先生のお話に熱心に聞き入る参加者。お話しの後、お母さんたちからたくさんの質問が出されました。

ぐんまよつ葉生協と女性協懇談会を開催

みんなで やれることをやってきたら共同参画に　**4月24日(火)**

女性協は、4 回目をむかえた「女性協懇談会」を４月２４日、太田市にあるぐんまよつ葉生協に伺って開催しました。

懇談会に参加して

星野小夜子（女性協運営委員：群馬中央医療生協）

今回の懇談会は、ぐんまよつ葉生協から小幡理事長をはじめ４名の女性理事さん、女性職員１名と専務さんが参加してくださいました。設立６年とのことで職員も理事さんも若く羨ましい限りでした。各々自分の身近な事や活動紹介をしながら話し合いました。

ぐんまよつ葉生協の配送は個配がメインなので、サークル立ち上げなどで組合員さんどうしのつながりを作るためにご苦労されていることもうかがいました。

右上から左へ、若田部専務、小幡理事長、平方理事、菅沼理事、岡野理事、職員の齋藤さん。
右下が星野委員

小幡理事長の手作りのニュース『ハッピークローバー』

しかし、理事長が作成している手書きニュース（左）はとてもきめ細かく作られていて、皆さんが頑張っている様子が手に取るように分かる素晴らしい内容のニュースでした。組合員さんの手から手へと、温かなぬくもりが伝わっている事だろうと感心しました。

職員が少なかったので、みんなが自分のやれることを一生懸命やってきたら自然に共同参画の基本ができてきたというお話しなど、とても学ばされました。また、生協の中で共同参画を広げるためには、女性も男性も自分らしく生き、職場でも家庭でも学習や交流を通して成長しあうことがとても大事だと感じた懇談会でした。

女性協懇談会に参加して

菅沼 佳子（ぐんまよつ葉生協理事）

男女共同参画をテーマに皆さんの話を聞いて、まだまだ普段の暮らしの中には差別しているところがあるんだと思い、あらためて考えてみました。

私自身は、子どもの出産で12年前に仕事をやめ専業主婦になりましたが、当時は「男の人は･･･」「女なんだから･･･」というところがあったように思います。その頃は何も考えずに過ごしてましたけど････。

今は家庭の中で家事と子育てをしていますが“女だから”と考えてやっているつもりはありません。仕事を辞めたのも、自分でずっと子どもと一緒にいたいという意思でした。我が家は、夫が稼いできて私が家庭のことをするというスタイルですが、自分だけでは出来ない事は、無理せず助けてもらっています。

家庭、職場、社会においてそれぞれが理解し合い、補い合っていければ、心地よい環境になっていくのではないでしょうか。これからの子供たちにも、ひとりの個性を大切に、お互いを尊重できる人になってほしいと願っています。

この度はお会いできてとても良かったです。遠いところ、来て頂き、ありがとうございました。

暮らしの想いは通じあう

4月9日(月)

第１回ＪＡぐんま女性組織協議会との交流会

すでに収穫感謝祭やフートピア２１などで交流のあるＪＡぐんま女性組織協議会の皆さんと共同参画について交流したいと準備をすすめて来ましたが、４月９日に開催する事ができました。

県内各ＪＡ女性部を代表する皆さんからは、それぞれの活動の様子を始め、理事会など意思決定の場ではまだまだ男性中心となっている事や、農産物直売所では女性自ら作付けし販売してはじめて自分の収入を得ることができ、それが生きがいとなっている人も多いなどのお話しを聞かせていただきました。役員のお一人は、「家族協定を結び、自分の通帳から初めてカードで１万円下ろした時には感激した」と経験を話して下さり、聞いている私も感動しました。また自慢の惣菜や野菜を食べさせていただき、おいしい漬物の作り方まで教えていただく楽しいひとときもありました。

手作りのおいしい惣菜をいただきながら交流しました。

これからも地域づくりや組合員活動などを交流する事を通して共同参画の取り組みの充実につなげていけたらと考えています。

林かの子（女性協会長：コープぐんま）

ＷＴＯ・日豪EPA交渉対策群馬県集会に参加しましょう

6月2日(土)13:30～14:30　群馬県民会館大ホール

“農業の問題は消費者の問題！”林かの子女性協会長が
消費者を代表して連帯挨拶をおくります

県連女性協総会のご案内

6月19日(火) 10:00～12:00

お昼を用意いたします

全労済群馬県本部 大渡ホール

前橋市大渡町2-3-3　027-263-4111

第１号議案　2006年度活動報告･決算報告･監査報告承認の件

第２号議案　2007年度活動方針･予算承認の件

アトラクション

小川祥子(さちこ)さんのステキなピアノにのせて
バリトンソリストの小川正夫さんが名曲を披露。
ご夫婦で息のあった 歌とピアノを、たっぷりと
お楽しみください。

（『千の風になって』をリクエストさせていただきました。）

バリトン
小川 正夫氏

ピアノ
小川 祥子氏

小川正夫さんはバリトンソリストとして合唱団白樺と共に全国各地を共演。
退団後、ソロ活動を続け、サンクトペテルブルグ白夜祭に参加、好評を博す。
1999年に東京から群馬県に移住。コーラスの指導のほかソロ活動を行っている。

小川祥子さんは群馬県生まれ。武蔵野音楽大学を卒業後、田村宏氏、Ｍ・リヒノフスキー氏に師事。
1999年にサンクトペテルブルグ白夜祭に参加。小川正夫共演ピアニストとして活躍している。

生協紹介

北毛保健生活協同組合でーす。

北毛保健生協の概況　（2007 年 3 月末時点）
組合員　17509 人　出資金　459510000
「風」第 49 号（2006 年 9 月）に 4 月～9 月まで紹介したのでそれ以降を紹介します。
10 月 -11 月は「生協強化月間に力を注ぎ協同まつりを成功させる期間」
くらし豊に平和・健康のまちづくりをテーマに 1500 名が集い、協同まつりが盛大に開催されました。
12 月～1 月は「支部の団結と懇親を深める期間」
北毛病院が移転開院した日（12 月 1 日）を北毛保健生協デーとして永年勤続職員の表彰、生協強化月間目標達成支部・職場の表彰と「憲法 9 条、25 条について」のテーマで吉村弁護士による講演がありました。1 月は各支部で新春のつどいが開催されました。

榛東支部　新春の集い

2 月 -3 月「年度目標をまとめあげる期間」
各支部とも年度目標達成を目指しました。第 11 回医療生協学校を 3 月 22，23 日と 1 泊 2 日で生協法や生協の歴史、を組合員と新入職員が勉強しました。

10/29　協同まつり

老人保健施設 30 床認可に伴い増資活動、建設準備に忙しくなる 2007 年度です。

このコーナーは生協の活動などを順に紹介しています。次回は「利根保健生協」のご紹介です。

第７回　知っていますか 介護保険のいろいろ

介護保険制度のＱ＆Ａ
＜群馬県べんり帖より＞

Ｑ　介護サービス（施設サービス）の利用料は？

Ａ　どのような介護が必要かによって3つのタイプに分かれます

	施設サービス費（1割）のめやす（1ヶ月） 要介護度１～５
生活介護が中心の施設	
○ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	約17,310円～約27,870円
介護やリハビリが中心の施設	
○ 介護老人保健施設	約21,060円～約29,790円
医療が中心の施設	
○ 介護療養型医療施設	約20,130円～約39,750円

費用の支払い

施設サービス費の１割＋居住費＋食費＋日常生活費＝合計を自己負担

居住費（日額）　0円～1,640円
食費（日額）　300円～　650円
世帯の状況により利用者負担段階があります。（第１段階～第４段階）

Ｑ　介護サービス（環境を整えるためのサービス）は？

Ａ

福祉用具を借りる	介護予防福祉用具貸与	月々の利用限度額内で、実際にかかった費用の1割を自己負担
福祉用具を買う	特定介護予防福祉用具購入	年間10万円までを限度とし1割を自己負担（但し、指定事業者からの購入のみ）
住宅を改修する	居宅介護住宅改修	保険給付の対象となる工事。利用限度額20万円まで。（自己負担1割）

次回は、『介護予防サービス』です